

武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 20 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年6月武蔵野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、武蔵野市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「武蔵野市長等」という。）の武蔵野市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、武蔵野市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「武蔵野市長等」という。）の武蔵野市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(<u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額)</p>	<p>(<u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第3条 <u>法第243条の2第1項</u>の規定に基づき条例で定める額は、次の各号に掲げる武蔵野市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、</p>	<p>第3条 <u>法第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき条例で定める額は、次の各号に掲げる武蔵野市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略)	年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略)	
--	--	--

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。